

○宿泊事業持続化緊急支援金交付要綱

令和2年6月22日告示第174号

宿泊事業持続化緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大に伴い発出された各国の渡航制限及び休業要請に伴う観光客の著しい減少により、深刻な影響を被っている桜井市内の宿泊施設を営業する法人又は個人事業主を対象に、将来に向けての事業継続を支援すること及び雇用を確保すること並びに施設維持の固定費等を支援することを目的とする宿泊事業持続化緊急支援金（以下「支援金」という。）を、予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす法人（役員を含む。）又は個人事業主とする。

(1) 令和2年3月31日以前に、桜井市内に所在する宿泊施設の営業に関し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出のうちいずれかを受けた又は行った法人又は個人事業主であって、支援金の交付日において宿泊事業を行っている又は行う予定があること（宿泊施設を休業している場合で宿泊事業を再開する予定があることを含む。）。

(2) 法人においては、所轄税務署長に法人設立届出を提出し、確定申告をしていることとし、個人においては、所轄税務署長に開業届を提出し、確定申告をしていること。

ただし、決算期により申告時期を迎えていない場合等、特段の事情により確定申告を行うことができない法人又は個人事業主については、この限りでない。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは桜井市暴力団排除条例（平成23年12月桜井市条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。

(4) 桜井市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）の滞納がないこと。

(支援対象宿泊施設)

第3条 支援金の対象となる宿泊施設（以下「支援対象宿泊施設」という。）は、前条第1号の許可又は届出に係る施設であって、次に掲げる要件を全て満た

す宿泊施設とする。

(1) 感染症の影響により、令和2年3月、4月又は5月のいずれかの宿泊業務による月間売上（桜井市内に所在する宿泊施設毎）が各々の前年の同月と比べて50パーセント以上減少していること。この場合において、旅館業法第3条第1項に基づく許可の日又は住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出の日（以下「許可等の日」という。）が令和元年5月1日以降は、次のとおりとする。

ア 許可等の日が、令和元年5月1日から令和元年11月30日までの場合
「令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月間売上金額」が「開業日の翌月以降令和元年12月までの平均月間売上金額」と比べて50パーセント以上減少していること。

イ 許可等の日が、令和元年12月1日から令和2年1月31日までの場合
「令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月間売上金額」が「開業日の翌月以降令和2年2月までの平均月間売上金額」と比べて50パーセント以上減少していること。

ウ 許可等の日が、令和2年2月1日から令和2年2月29日までの場合
「令和2年4月又は5月の月間売上金額」が「令和2年3月の月間売上金額」と比べて50パーセント以上減少していること。

エ 許可等の日が、令和2年3月1日から令和2年3月31日までの場合
「令和2年5月の月間売上金額」が「令和2年4月の月間売上金額」と比べて50パーセント以上減少していること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の規定に該当する宿泊施設でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金は、支援対象者が営む支援対象宿泊施設につき、別表に定める額とする。

2 前項の支援金の交付は、支援対象者につき1回とする。

（支援金の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要書類を添付し、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

（支援金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付要件を満たし適当と認めたときは、交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）にその旨を通知する。

2 支援金の交付方法は、交付決定者が指定する口座に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の記載、法令に反する等、不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が取消しする必要があると認めるとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、交付決定者に対し、その返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

支援対象宿泊施設		支援金の金額
(1)旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた施設	客室総定員数（注）200名以上の施設	200万円
	客室総定員数20名以上199名以下の施設	客室総定員数×1万円
	客室総定員数19名以下の施設	20万円
(2)住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出を行った施設		10万円
(3)令和2年3月31日時点で、許可等の日から1年を経過していない施設		第1号及び第2号の規定に準じるものとし、それぞれに規定する支援金の2分の1の額

（注）客室総定員数は、奈良県中和保健所登録の数値とする。